



令和 6 年度

事業計画書



私たちは、持続可能な開発目標（SDGs）を支持しています

公益財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

目 次

令和6年度事業計画

◇活動方針	2
◇事業計画	3
I 法人運営	3
II 公益事業	4
1. 社会参加推進事業 【公益事業1】	4
2. 障害者福社会館事業 【公益事業2】	6
III 収益事業	9
1. 点字・声の市政だより等作成事業 【収益事業1】	9
IV その他事業	9
1. 地域障害者団体支援事業 【その他事業】	9
V 他団体連携事業	9

活動方針

【ミッション(理念)】

地域社会の中で、障害のある人が安心し、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

【ビジョン(目的)】

障害福祉の視点から、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりに取り組みます。

【バリュー(活動姿勢)】

- 障害のある人たちの権利を守る活動をします。
- 障害のある人たちの声を聞き、求められるニーズに応える活動をします。
- 個々の障害を理解し、障害のある人の立場に立った視点で活動をします。
- 障害のある人が自分の生き方を選択できるよう、生活を支援する活動をします。
- 障害のある人の生きがいへとつながる、芸術・文化・スポーツ支援の活動をします。
- 障害のある人と地域との架け橋となる活動をします。
- 関係機関・団体と協力、連携して活動をします。

令和5年度で設立50周年の節目を迎えた身障協会は、令和6年度から次の50年へ向けた新たなステージへと移行します。

障害福祉の制度がまだまだ十分ではなかった時代に5区、3部会で発足し、制度が足りないところを要望活動により事業化、受託という形で勝ち取ってきた当協会も、現在は、障害者福祉会館管理運営の指定管理者になるまで大きくなりました。しかし、現在では、活動の基盤となった会員組織の運動団体としての機能も、高齢化や役員の担い手不足などから弱まり、休会、解散が相次ぐなど、協会発足時には想像もできなかった事態に見舞われています。

そうした状況を打開すべく、令和5年度末に、解散した団体の個人会員を集めた新しい団体が会員団体として立ち上がり、令和6年度から本格的な活動をスタートすることになります。当協会も新しい団体を含め、会員団体と共に知恵を出し合いながら組織の継続と時代に合わせた活動に取り組んでいきます。

また、改正障害者差別解消法が4月から施行され、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化となります。障害のある人の困りごとについては、東西の障害者福祉会館を拠点としてこれまでも啓発の取り組みを行ってきましたが、改正法施行のタイミングに合わせて、より一層地域への啓発に力を入れていきます。

東部・西部障害者福祉会館の指定管理については、指定期間が1年間延長となり、次期指定管理者(第5期)の公募は令和6年度に行われます。協会がこれまで4期18年にわたり積み上げてきた実績をアピールし、次期指定管理者として福祉会館の運営を任せられるよう、特色のある提案を行うための準備をしっかりと行っていきます。

事業を実施するにあたっては、東西の障害者福祉会館を拠点とし、各セクションで事業に取り組み「地域社会の中で、障害のある人が安心し、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指す」という理念の下、上記7つの活動姿勢に基づいた活動を行っていきます。

事業計画

I 法人運営

公益法人として自覚と責任を持ち、北九州市の障害福祉の拠点となる指定管理施設を運営する法人として、厳しい時代を生き残っていける法人の体力強化を目指し、内外に向けた取り組みを行っていきます。

【活動内容】

1. 組織運営に関わる会議の開催

- ・理事会の開催（年2回 定例 5月、令和7年2月予定）
＜内容＞ 令和5年度決算、令和7年度予算
- ・評議員会の開催（年2回 定例 6月予定 臨時 令和7年3月予定）
＜内容＞ 令和5年度決算、令和7年度予算

2. 組織力や法人基盤の強化に向けた取り組み

会員数の減少や役員の担い手問題といった会員団体が直面する現状について、会員団体と連携して意見交換、情報交換を行い、組織の今後を共に考えるため、関係団体事務局長会議を定期的に開催します。

- ・関係団体事務局長会議の開催（定例 年6回）

法人が将来にわたって質の高いサービス提供を維持し続けていくためには、法人を支える職員ひとり一人の育成はかせません。

将来を担う次世代の人材確保と育成が急務となっている現状を踏まえ、リーダーシップや課題解決能力、環境適応力、また障害特性の理解など、必要な知識や技術を身に付け、直面した状況に応じて適切な判断ができる、法人の貴重な財産となる人財（材）の育成を「人財育成計画」に基づき行っていきます。

- ・研修会の実施（全職員対象 年2～3回・各所属別職員対象 随時）
- ・外部研修（専門機関が主催する研修への参加） 随時

Ⅱ 公益事業

社会参加推進事業【公益事業Ⅰ】

障害のある人たちの社会参加を進めていくため、そのきっかけとなる芸術文化活動の推進やコミュニケーション支援を行います。また、併せて必要な情報の提供、整備すべき制度、サービスについての要望活動を行うなど、障害福祉の推進を図ることを目的とした事業を行います。

【活動内容】

ア 生活・相談事業

Ⅰ. コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援や情報保障が必要な場面において、障害当事者および関係団体、企業等に対し、専門性のある支援者を派遣します。

また、専門的な知識、技術の習得を目的に、支援者を対象とした学習会や研修会を行い、社会情勢や対象者のニーズに合わせた応用力を発揮し、質の高い活動が行えるようサポートをしていきます。

- ・手話通訳協力員、要約筆記者の派遣
- ・手話通訳技術向上等、学習会の開催
- ・登録者研修会の開催

イ 普及啓発・情報提供事業

Ⅰ. 障害者芸術文化支援事業

障害のある人たちの芸術文化活動の支援を目的に、障害のあるアーティストの活動の場および市民への障害福祉の啓発の場として、市内各所で芸術作品展やステージイベントを行います。

- ・第17回北九州市障害者芸術祭

ステージイベント 11月24日（日） ウェルとばた大ホール

※障害者アーティストによるコラボパフォーマンス事業

芸術作品展 11月26日（火）～12月1日（日） 黒崎市民ギャラリー

- ・地域における障害者アート作品展等の開催
- ・芸術文化にかかるアーティストの登録および情報発信
- ・その他、障害者アートの価値向上につながる事業の開催
- ・障害者常設展示場「かがやきアートギャラリー」の運営

2. 情報提供事業

ホームページおよび広報紙を活用して、障害福祉に関わる情報を発信することで、市民への啓発と障害のある人たちの社会参加推進を図ります。

- ・ホームページによる各種情報の提供
- ・広報紙「しんしょうだより」の発行 年間4回 各1600部発行

3. 啓発・要望活動事業

すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりのため、国や市に対して必要な制度、諸施策に対する要望等の活動を行います。障害のある人たちの災害時支援や障害者差別解消法など、暮らしにかかる諸問題について、市レベルでは、北九州市障害福祉団体連絡協議会（障団連）をはじめとした関係団体と連携し、国レベルでは、全国の関連団体と連携して要望活動を行います。

施設のバリアフリーについては、障害者差別解消法の改正に伴い、官民を問わず地域の施設が障害のある人にとって使いやすい施設となるよう、情報収集、啓発を行うとともに、施設の改善点などを集約し、その後の改善要望活動へとつなげていきます。

【福祉大会】

- ・第69回日本身体障害者福祉大会（石川大会）

※中止

- ・第65回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会

9月5日（木）～6日（金） 会場 大阪市

- ・第53回九州身体障害者福祉大会、第31回九州ブロック身体障害者相談員研修会

令和7年1月27日（月）～28日（火） 会場 宮崎県

【バリアフリー】

障団連まちづくりネットワークプロジェクトに参画して現在進めている、北九州市における道路・建物のバリアフリーチェックの基準（物差し）づくりの完成を目指します。

- ・市内バリアフリー点検活動への参加
- ・道路・建物に関するバリアフリーチェックの基準（物差し）づくり

【シンポジウム】

改正障害者差別解消法のスタートに合わせて、障害のあるなしに関わらず共に生きる社会をつくるため、障害のある人たちの困りごとやそのために必要な配慮について参加者で共有することを目的に開催します。

- ・7～8月開催予定

障害者福社会館事業【公益事業2】

障害のあるなしに関わらず共に生きる社会の実現のため、障害のある人たちが地域で自立した自分らしい生活を送れるよう、障害のある人たちと家族・支援者の活動拠点や地域との接点として東西の障害者福社会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

ア 障害者社会参加支援事業

1.社会参加講座開催事業

（東部・西部障害者福社会館）

- ・社会参加のための各種講座
- ・関係団体や関連施設とのコラボレーションによる講座

2.交流事業

（東部・西部障害者福社会館）

- ・交流会 各年1回
- ・東部会館文化祭「ふれあい広場」 10月20日（日）予定
- ・西部会館文化祭「であい・ゆめ広場」 10月19日（土）予定

3.支援者養成事業

（東部・西部障害者福社会館）

- ・ボランティア講座
- ・市民センターや教育支援室等でのふれあい出前講演
- ・関係団体等との連携によるボランティア体験講座

（社会参加推進センター）

- ・障害のある人へのコミュニケーション支援セミナー
- ・地域普及啓発講座（傾聴について、障害当事者が思うこと など） 年3～4回予定

4.情報提供事業

（東部・西部障害者福社会館）

- ・会館だより 年4回 各1600部発行
- ・情報センター設置事業 福祉関係書籍の閲覧や、福祉関連新聞切り抜き記事の施設内での掲示
- ・関係団体との連携による障害者福社会館の啓発

（芸術文化応援センター）

- ・障害者芸術文化活動の情報発信と収集 会館にて随時更新

イ 障害別社会参加支援事業

1.障害別支援者養成事業

(視聴覚障害者情報センター)

- ・要約筆記者養成講座
- ・登録者研修会

2.障害別生活支援事業

(視聴覚障害者情報センター)

- ・要約筆記者派遣事業

(社会参加推進センター)

- ・自立支援事業(自立生活外出プログラム)
- ・音声機能障害者発声訓練事業(発声訓練教室)、発声訓練指導者養成事業
- ・オストメイト社会適応訓練事業(オストメイト講習会)
- ・障害者相談員活動強化事業(相談員研修会)
- ・ピアカウンセリング事業所等の活動報告、請求事務【市からの単独委託】

ウ 視覚障害者社会参加支援事業(点字図書館)

1.製作および貸出事業

- ・視覚障害者を対象とした点字・デイジー図書の製作及び点字・テープ・デイジー図書の貸出
- ・視覚障害者を対象とした点字・テープ・デイジー雑誌の貸出、JBニュースの点字送付及び配信

2.ボランティア養成および研修事業

- ・音訳ボランティア養成講座(初級・ステップアップ・中級・上級)、スキルアップ研修会
- ・点訳ボランティア養成講座(初級)、スキルアップ研修会

3.生活支援事業

- ・視覚障害者生活教室

4.情報提供事業

- ・機器操作支援(ICT 支援)
- ・対面リーディングサービス
- ・広報誌の発行 点字図書館だより 年3回 各400部発行
- ・読書バリアフリー法にかかる公共図書館・点字図書館担当者連絡会

5.交流事業

- ・点字図書館交流会(当事者、ボランティア、職員の三者) 12月1日(日)予定
- ・オーブンブレイルライブラリー 8月4日(日)予定

6.その他

- ・九州視覚障害者情報提供施設大会 9月12日(木) 会場

エ 聴覚障害者社会参加支援事業(聴覚障害者情報センター)

1.制作および貸出事業

- ・聴覚障害者を対象とした、手話・字幕挿入映像の制作及び貸出
- ・巡回ライブラリー事業

2.支援者養成および研修事業

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成講座(レベルアップ)
- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー現任研修会
- ・出前講座

3.生活支援事業

- ・手話通訳者派遣事業
- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業

4.情報提供事業

- ・社会情報等提供事業
- ・聴覚障害者支援セミナー
- ・聴覚障害児・者のコミュニケーションワークショップ
- ・機関紙の発行 年4回 各300部発行

5.交流事業

- ・聴覚障害者情報センターのつどい
- ・盲ろう者交流会

6.盲ろう者自立訓練事業

- ・盲ろう者社会参加講座

オ 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行います。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行いません。

貸出日：月曜日～土曜日 9:30～21:00

日曜日 9:30～18:00

休館日：火曜日、祝日、年末年始

Ⅲ 収益事業

点字・声の市政だより等作成事業【収益事業Ⅰ】

北九州市が発行する広報誌「市政だより」、「市議会だより」等の点字・録音版・テキスト版を製作し、視覚障害者の生活に必要な情報提供を行います。また、視覚に障害のある人が日常的に使用する点字用紙などの販売も行います。

【活動内容】

市政だより、市議会だより、ていたんプレス等、公的な機関が発行する書類の点字物、録音物の作成と日常生活用品の販売。

Ⅳ その他事業

地域障害者団体支援事業【その他事業】

北九州市内で活動する身体障害者団体の支援を通して、北九州市の障害福祉の推進を図ることを目的に事業を行います。

【活動内容】

当事者団体が企画する啓発、学習、交流などを目的とした事業に対して連絡調整、広報等の事業協力を行い、その活動を支援します。また、障害別の全国及び九州地区組織開催の福祉大会、スポーツ大会への参加支援も行います。その他、障害別団体が九州及び全国規模の大会を主催する場合の大会開催に関する支援も行います。

- ・当事者団体企画事業支援
- ・障害別全国組織及び九州地区組織開催の福祉大会参加、スポーツ大会参加支援
- ・障害別団体による九州及び全国規模大会開催支援

Ⅴ 他団体連携事業

北九州市の障害福祉推進のため、他団体と連携して行政に対し必要な政策提言、意見交換を行います。また、障害福祉に関する情報を収集、提供します。

1. 北九州市障害福祉団体連絡協議会（事務局、常任委員）

市内の障害福祉政策に関する行政との協議及び要望活動、障害者週間啓発活動など
福祉のまちづくりに関する行政との協議、意見交換（まちづくりネットワークプロジェクト）

2. 北九州市障害福祉情報センター（運営委員）

障害福祉に関する情報収集及び提供